

令和8年度広島県DX推進モデル事例創出プログラム実施業務委託仕様書

1 業務名

令和8年度広島県DX推進モデル事例創出プログラム実施業務（以下「本業務」という。）

2 背景

県は、デジタル技術等を活用した付加価値向上に取り組む県内中小企業（以下「中小企業」という。）を増加させるため、「ビジネス変革に向けた中核的人材育成プログラム」を実施し、自社のビジネス変革に向けた「DX事業計画」の策定を支援している。

参考：「令和7年度ビジネス変革に向けた中核的人材育成プログラム」

https://hiroshima-dx.jp/r7chukakuteki_jinzai/

こうした中、県が行ったDXに関する実態調査によると、デジタル技術を活用した事業の検討・実施の流れの中で課題が発生することが想定される段階として、「事業実施」の段階と回答した県内企業の割合は、従業員規模が大きくなるほど高くなる傾向にある。

《参考：広島県（令和7年）「DXに関する実態調査」》

◆デジタル技術の活用を検討・実施する際の課題が発生する段階（複数回答）

	R7年度従業員規模別割合			R7年度 全体割合	R6年度 全体割合
	10人未満	10～100 人未満	100人 以上		
事前検討（導入方法がわからない、導入する利点を感じられない、効果が不透明等）	42.0%	42.8%	36.5%	42.1%	51.7%
社内説明（幹部層・実際にデジタル技術を活用する従業員の理解が得られない等）	16.8%	30.5%	44.8%	19.3%	22.2%
事業計画作成（目標、課題、取組内容設定が困難である等）	18.2%	28.4%	38.1%	20.1%	24.5%
予算確保（予算が膨大になる等）	46.9%	53.8%	63.5%	48.2%	49.2%
事業実施（技術的な問題が生じた、有効性があまり感じられない等）	18.2%	24.7%	33.7%	19.4%	21.6%
デジタル技術を活用していく上で、課題が発生したことがない	11.2%	5.5%	8.8%	10.2%	4.1%

3 目的

本業務は、DX実践に課題が生じている中小企業の支援を行うことにより、DX先進企業を目指し、自立的・継続的にDXに取り組むDX推進モデル事例を創出することを目的とする。

<経済産業省 企業DX推進施策全体像>

産業界のデジタルトランスフォーメーション（DX）推進施策について

経済産業省では、産業界のDX推進に向けて、「デジタルガバナンス・コード」に沿った様々な施策を展開しています。



出典

https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/dx/dx.html
https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/dx/dx.html

4 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5 取組概要

既にDX事業計画を策定済みの中小企業を対象に、DX事業計画に基づき実践する際に生じる課題を解決するため、参加企業の課題やニーズに応じて、伴走支援及びオンラインで個別に相談対応を行う支援（以下「DX相談会」という。）を組み合わせたプログラムを実施する。

(1) プログラム参加企業数

- ・ 伴走支援：5社以上
- ・ DX相談会：伴走支援と合わせ、5（5）プログラムにおける成果目標の達成に必要な企業数以上

(2) プログラム参加要件

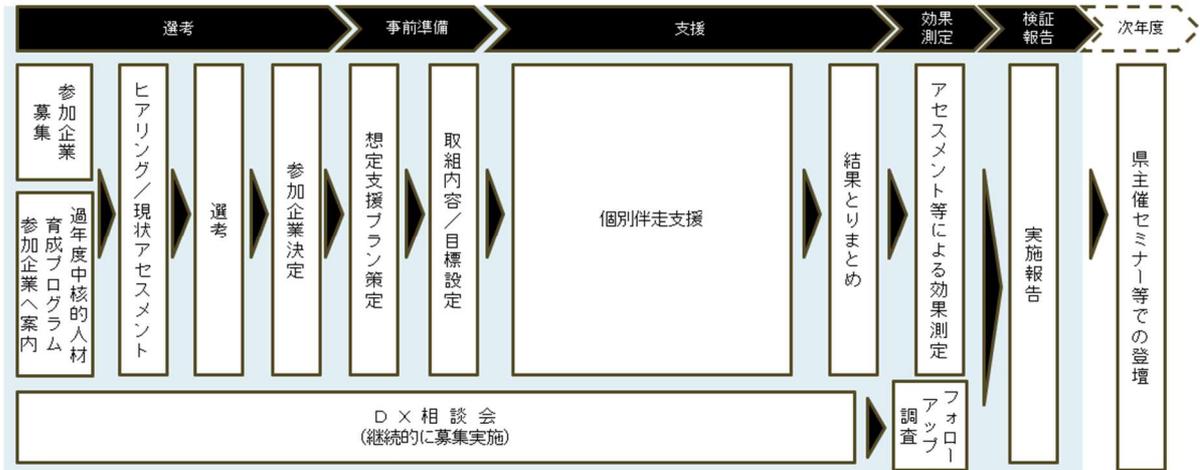
- ・ 伴走支援：原則として、令和6年度及び令和7年度の中核的人材育成プログラム参加企業（以下「過年度参加企業」という。）とする。
- ・ DX相談会：過年度参加企業のほか、県内に本社や主たる事業所を有する中小企業のうち、DX事業計画（又は、これに類するDX推進計画・方針）を策定済みの企業も対象とする。

(3) プログラム参加者

- ・ ビジネス変革の取組を進めるに当たって重要な役割や権限を持つ経営者又は管理職層
- ・ 伴走支援については、DX事業計画の推進に関与する各部門（事業部門、企画・総務部

門、システム・情報部門、営業部門等)の責任者や担当者も必要に応じて参加できるようにすること。

(4) プログラムの全体像



(5) プログラムにおける成果目標

到達レベル	成果目標	備考
<ul style="list-style-type: none"> 令和9年度までに自立的に売上拡大などの付加価値向上に向けた具体的な取組に着手できる状態 	<p>次の例のうち、いずれかの基準を1つ以上満たす企業数：30社</p> <p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> D X事業計画を精緻化した具体的な実行計画（売上拡大などの付加価値向上につながる取組を含むこと。）の策定 D X事業計画の進捗状況をモニタリングするプロセスの構築やKPI等の設定 付加価値向上に向けた社内検討会やプロジェクト体制の立上げ 付加価値向上に向けた具体的な取組の実施（企画書作成、ソリューション検討、予算申請等） その他、左記の状態を具体的・客観的に測れる基準を設定 <p>※具体的な目標項目については、提案に基づき決定する。</p>	<p>【参考指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「DX認定」や「DXセクション」など、DX推進に関連して、国や民間団体が行っている既存の認定取得や表彰受賞の件数

参考：独立行政法人情報処理推進機構「DX推進指標」とそのガイダンス

<https://www.ipa.go.jp/digital/dx-suishin/ug65p90000001j8i-att/dx-suishin-guidance.pdf>

6 業務内容

(1) 企画及び運営管理

- ・ プログラムの企画及び運営管理を行うこと。
- ・ プログラムにおける一連の取組を通じて参加企業のモチベーションを維持向上できるように工夫すること。

(2) 参加企業の確保

- ・ 伴走支援企業については、県の最終選定による絞り込みを考慮し、最終的に5（5）のプログラムにおける成果目標を達成できるよう、予備候補も含めた十分な申込みを獲得できる広報計画を策定し、あらかじめ県の承諾を得て、募集すること。
- ・ モデル事例の候補として、プログラム終了後も取組を継続できると見込める企業や、業界全体への波及効果が高い企業を中心に、参加を促すこと。
- ・ 過年度参加企業へのプログラム案内や申込意向を確認すること。申込状況や意向確認の結果を踏まえて、必要に応じてプログラムの企画内容の修正等を行うこと。なお、過年度参加企業の連絡先等については、契約締結後、速やかに県より提供する。

(3) 広報チラシ・ランディングページの作成

- ・ 募集のための広報チラシを作成し、初稿を募集開始の10開庁日前までに電子データ（PowerPoint等）で県に提出すること。なお、印刷が必要であれば、受託者において必要部数を用意すること。
- ・ 広島県DX推進コミュニティサイト (<https://hiroshima-dx.jp/>) 上にて、プログラムの内容を発信するランディングページを構築すること。なお、広島県DX推進コミュニティサイトは、株式会社ディーエスブランドのCMS「おりこうブログAI」を使用しており、構築の際には、「おりこうブログAI」の編集アカウントを付与する（「おりこうブログAI」のサイト利用料は県が負担しているため、委託料に含める必要はない。）。
- ・ ランディングページは、プログラムの募集案内や実施結果など、本業務に関する情報をあらかじめ県の承諾を得た上で随時更新すること。

(4) 申込受付サイトの構築及び参加申込みの受付

- ・ インターネット経由で申込みができるサイト（申込フォーム）を構築し、申込みの受付、申込者の情報管理（キャンセル、変更等を含む。）、電話等による問合せ対応等を行うこと。なお、構築したサイトを利用できない申込希望者が電子メール等で申込み等ができるように対応すること。また、サイト構築においては、ISMAP運営委員会が提示しているISMAPクラウドサービスリストに掲載されているクラウドサービス（Google Forms等）又はISMAPクラウドサービスリストに掲載されているクラウドストレージ（AWS等）で申込者の情報管理が可能なサービスを利用すること。
- ・ 申込者の機密情報や個人情報の取扱いに関する規程を作成し、内容を県と合意の上、申込フォーム及び6（3）ウに基づきランディングページに掲載すること。
- ・ 収集した申込者情報を適切に管理するとともに、県から求められた場合は、速やかに電子データで提供すること。
- ・ 県からも申込状況がリアルタイムに確認できる仕様や設定にすること。

(5) 伴走支援業務の実施

ア 参加企業へのヒアリング・アセスメント及び参加決定

- ・ 申込みのあった全ての企業に対し、独立行政法人情報処理推進機構が策定した「DX推進指標自己診断フォーマット」等を活用し、DX推進の成熟度等を確認するためのアセスメントを実施すること。

参考：DX推進指標自己診断フォーマット

<https://www.ipa.go.jp/digital/dx-suishin/about.html>

- ・ 申込みのあった全ての企業に対し、DX事業計画の推進状況や課題、希望する支援内容、プログラムに参加する体制、DX認定やDXセレクションへの応募希望等をヒアリング調査すること。なお、ヒアリングに当たっては、経営層（DX推進責任者等）が原則同席の上、企業（組織）としてプログラムに参加する合意が得られており、継続的にDXに取り組む意志があることを確認すること。
- ・ 上記ヒアリングやアセスメントの結果を踏まえ、DX推進モデル事例としての実現可能性や他の企業への波及効果などを評価した意見書を作成し、県に提出すること。
- ・ 意見書を踏まえて、県がプログラム参加企業を決定した際には、その結果を速やかに全ての申込企業に対して連絡すること。
- ・ 参加企業の機密情報や個人情報の取扱いに関する取決め、プログラムでの取組状況や結果を外部に原則公表すること、次年度に県が主催するDX関連セミナー等での登壇の協力などに対して、書面にてあらかじめ合意を得ること。なお、書面のフォーマットについては、県と協議して決定すること。

イ 伴走支援対応

- ・ 伴走支援は、参加企業の意向等を踏まえて対面やオンラインを組み合わせて実施すること。
- ・ 伴走支援に当たっては、次の事前準備のステップを実施した上で、開始すること。
 - ① 5（5）のプログラムにおける成果目標、6（5）アの参加企業へのヒアリングやアセスメントの結果を踏まえ、各参加企業への伴走支援プランを策定し、県の承諾を得ること。伴走支援プランには、取組概要と伴走支援終了時に目指す状態を含むこと。
 - ② 伴走支援プランを基に、プログラムにおける具体的な取組内容や目標、マイルストーン等について各参加企業とすり合わせを行うこと。
 - ③ その結果を県に報告し、承諾を得ること。
- ・ 各参加企業と合意した目標の着実な達成に向け、合意したマイルストーン等の進捗状況や成果目標の達成度等を把握し、6（9）イに基づき、定期的に県に報告すること。
- ・ 伴走支援に当たっては、次の点に留意すること。
 - ① プログラム終了後もDX先進企業を目指して継続的・自立的に実践できる仕組みの導入を行うこと。プログラム終了後もDX先進企業を目指して継続的・自立的に実践できる仕組みの導入を行うこと。
 - ② 個別業務のデジタル化支援に留まらず、見直しを含めた社内全体の業務プロセス改革を前提とし、売上拡大などの付加価値向上につながる支援内容とすること。
 - ③ 経営層への説明や他事業部門との調整などについても、課題を随時把握し、必要な支援を行うこと。
 - ④ 伴走支援期間は概ね6か月以上確保すること。

ウ アセスメントの実施

- ・ 伴走支援による成果、課題を把握するため、支援終了後、アセスメントを再度実施すること。

エ 伴走支援実施結果の公表

- ・ 参加企業に対して、取り組んだこと、プログラムに参加した感想、今後の取組や決意等について確認し、県の承諾を得た上で、6（3）に基づき、ランディングページに掲載すること。

（6） DX相談会業務の実施

ア DX相談会の運営

- ・ 申込者と面談日程の調整や、会議URL・申込者の相談内容に対応できる専門家の手配等を行うこと。
- ・ オンライン会議で利用するサービス（Zoom等）は受託者にて準備すること。
- ・ DXに関連する幅広い相談（DX計画策定やデジタル人材育成、業務効率化、生産性向上、データ利活用、サイバーセキュリティ、導入サービスの選定方法等）に対応すること。
- ・ 相談内容に対するアドバイスと合わせて、付加価値向上に向けた助言や支援を行うこと。
- ・ DX相談会実施後、適宜状況確認を行い、5（5）のプログラムにおける成果目標を達成できるよう必要なフォローアップを行うこと。
- ・ 県が行う他のDX支援事業等と連携し、効果的な支援につなげること。

イ 相談結果の報告

- ・ DX相談会の対応結果をまとめ、6（9）イに基づき、定期的に県に報告すること。報告書には、申込日、相談対応日、参加者情報（会社、部署、役職、氏名等）、会議内容等を含むこと。

ウ アンケートの実施

- ・ DX相談会の成果を把握するため、参加者に対してアンケートを実施し、その結果を集計・分析の上、県に報告すること。
- ・ アンケートの内容は、期待との合致度や再利用意向、DXの推進状況等、成果の把握及び今後の事業改善に活用できるものを作成し、県と協議して決定すること。

（7） 成果検証・実施報告書の作成

- ・ 伴走支援参加者の目標の達成度、アセスメント結果やDX相談会のアンケート等を分析した上で、プログラム全体としての成果目標の達成度、課題等をまとめた実施報告書を作成し、県に提出すること。

（8） プログラム成果の波及

- ・ プログラムにおいて、参加企業の取組状況や成果、課題等を一連のストーリーで効果的に発信し、他の県内企業が取組の参考とすることによって、DXの取組を波及させる施策を企画し、実施すること。
- ・ 県が次年度に開催するDX関連事業等への参加企業確保につながる内容とすること。

(9) その他

ア 業務実施計画書の作成

- 業務の実施に当たっては、実施体制や委託期間の業務スケジュール（週単位）及びマイルストーン等を明記した業務実施計画書を作成し、契約締結後速やかに県の合意を得ること。なお、合意を得た内容について、修正する必要が生じた場合には、速やかに県に報告すること。

イ 定期的な進捗報告の実施

- 受託者は、原則として、週1回程度業務の進捗状況（伴走支援の実施状況やマイルストーンの進捗状況、DX相談会の申込・実施状況等）を県へ報告する（様式は自由）とともに、県と月1回程度の定期的な打合せを行うものとする（原則オンラインでの開催を想定）。なお、突発的な事象が発生した場合などは、県の求めに応じて、速やかに打合せを行うこと。
- 受託者は、県との打合せ結果を記録にまとめ、速やかに（原則、打合せ実施日の翌開庁日以内）県に提出すること。

7 スケジュール

概ね次の日程で行うこととし、各業務の過程において、適宜、県と打合せを行いながら実施すること。

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全体		企画・実施計画の策定 HP作成										実施報告
伴走支援		募集・勧誘・選考期間	ヒアリング(随時)	参加者決定	事前準備	個別支援					アセスメント	
DX相談会		DX相談会										

8 成果物の提出

受託者は、次に掲げるものを基準として、県と協議の上、各業務の成果物を提出する。

業務	成果物	納期
共通	業務実施計画書	契約締結後速やかに
	業務進捗状況報告	週1回程度
	実施報告書	別途県が指示
伴走支援	相談内容及び対応状況報告書	週1回程度
	アンケート結果	別途県が指示
	実施結果をまとめたWEB記事	別途県が指示
DX相談会	相談対応結果報告書	週1回程度
	アンケート結果	別途県が指示
その他	その他、本業務で作成した資料（仕様書に定めるもの以外は別途県が指示）	別途県が指示

9 著作権の帰属

- (1) 本業務の全ての成果物に係る著作権、所有権その他の権利は県に帰属し、受託者は、県が必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、著作権者人格権を行使しないものとする。
- (2) また、県は、本業務の趣旨に照らして適正と判断される場合は、第三者に本業務の成果物の使用（加工を含む。）を許諾できるものとする。
- (3) 本業務の作成に必要な許諾取得は受託者で行うものとする。

10 再委託等の取扱い

- (1) 受託者は、本業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託（二以上の段階にわたる委託及び受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）への委託を含む。以下「再委託等」という。）をすることは認めない。ただし、特段の事情があり委託業務の一部の再委託等をしようとする場合は、次の点等を明確にして、あらかじめ県の承諾を得ること。
 - ア 再委託等をする業務の範囲及び金額
 - イ 再委託等をする合理性及び必要性
 - ウ 再委託等の相手方の概要及びその体制（業務履行能力）と責任者
 - エ 再委託等業務の運営管理方法
- (2) 本業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分の再委託等を行うことはできない。また、本業務の契約金額に占める再委託等金額の割合は、原則2分の1未満でなければならない。
- (3) 再委託等の相手方に対して、業務委託契約約款、個人情報取扱特記事項及び情報セキュリティに関する特記事項、受託者向け情報セキュリティ遵守事項に記載する事項を遵守させること。再委託等の相手方の行為については、受託者が再委託等の相手方と連帯してその責任を負うこと。

11 留意事項

- (1) 業務の実施に際しては、委託業務の実施状況を定期的に報告するなど、県との連絡調整を十分に行い円滑な業務実施に努めること。また、本業務の支障がない範囲で、県が行う他事業との連携を図ること。
- (2) 本業務により知り得た情報は適切に管理するとともに、第三者へ漏らさないこと。
- (3) 県は、業務実施過程において本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、受託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において、仕様の変更可能な限り応じること。
- (4) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに県に報告、協議を行い、その指示を受けること。
- (5) その他、本仕様書に定めのない事項については、県と受託者の協議により定めるものとする。